



栃木県公報

平成29年
6月30日(金)
第2897号

目次

告示

- 栃木県畜産関係実習要綱の一部改正..... 567
- 自衛官及び自衛官候補生の募集期間..... 567
- 自衛官及び自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 568
- 解除予定保安林..... 569
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 569
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定..... 570
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 570
- 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定..... 571
- 土地改良区定款変更の認可..... 571
- 道路の区域の変更..... 572
- 道路の供用開始..... 574
- 都市計画事業計画の変更認可..... 574

公告

- 栃木県情報公開条例の運用状況の公表..... 574
- 栃木県個人情報保護条例の運用状況の公表..... 577
- 認定鳥獣捕獲等事業の認定に係る変更の届出..... 580
- 建設業者の監督処分..... 580
- 土地区画整理組合理事の就任..... 581

選挙管理委員会

- 栃木県選挙事務等取扱規程の一部改正..... 581
- 栃木県選挙等執行規程の一部改正..... 583

議会

- 栃木県議会情報公開条例の運用状況の公表..... 586

告示

栃木県告示第307号

栃木県畜産関係実習要綱（昭和四十八年栃木県告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年七月一日から適用する。

平成二十九年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

第四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

(畜産振興課)

栃木県告示第308号

平成29年度における2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富一

募集種目等		募集期間
自衛官	一般曹候補生	平成29年7月1日(土)～同年9月8日(金)
	航空学生	
自衛官候補生	男子	平成29年7月1日(土)～同年9月8日(金)
	女子	

栃木県告示第309号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称(以下「試験期日等」という。)を次のとおり定めたので告示する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富一

募集種目等			試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官	一般曹候補生	1次試験	平成29年9月16日(土)	宇都宮地方合同庁舎	宇都宮市桜5丁目1番13号
				宇都宮地方第2合同庁舎	宇都宮市明保野町1番4号
				栃木県教育会館	宇都宮市駒生1丁目1番6号
		平成29年9月17日(日)	大田原西地区公民館	大田原市浅香3丁目3578番747号	
			宇都宮地方合同庁舎	宇都宮市桜5丁目1番13号	
			白鷗大学東キャンパス	小山市駅東通り2丁目2番2号	
	2次試験	平成29年10月7日(土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地	
		平成29年10月8日(日)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地	
	航空学生	1次試験	平成29年9月18日(月)	宇都宮地方合同庁舎	宇都宮市桜5丁目1番13号
	自衛官候補	男子	平成29年9月9日(土)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号
平成29年9月10日(日)			陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号	
平成29年9月23日(土)			陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地	
平成29年9月24日(日)			陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地	
平成29年9月30日(土)			陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号	
平成29年10月1日(日)			陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号	
平成29年10月9日(月)			陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地	

生 女 子	平成29年9月23日(土)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
	平成29年9月24日(日)	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
	平成29年9月30日(土)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号
	平成29年10月1日(日)	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	宇都宮市茂原1丁目5番45号

備考

- 1 航空学生の2次試験に係る試験期日等については、1次試験の合格者に対し別途通知する。
- 2 航空学生の3次試験に係る試験期日等については、2次試験の合格者に対し別途通知する。

(市町村課)

栃木県告示第310号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市小倉字東山924-1・926-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林整備課)

栃木県告示第311号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
0971001284	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり大田 原訪問介護事業所	大田原市加治屋83 番地11	平成29年 6月1日	訪問介護
0960890085	株式会社ハートクリーン サービス 代表取締役 大橋 勝典	ケアーズ訪問看護リハ ビリステーションおや ま駅南	小山市駅南町三丁 目15番1号	平成29年 6月1日	訪問看護
0960890093	株式会社N・フィールド 代表取締役 高木 三愛	訪問看護ステーション デューン小山	小山市駅東通り一 丁目35番地26号オ ルディネールビル 201号室	平成29年 6月1日	訪問看護

0971001292	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり大田 原通所介護事業所	大田原市加治屋83 番地11	平成29年 6月1日	通所介護
0971600796	医療法人小金井中央病院 理事長 田中 昌宏	ショートステイぬくも り	下野市小金井一丁 目14番3	平成29年 6月1日	短期入所 生活介護
0971600804	社会福祉法人関記念栃の 木会 理事長 関 佳代子	特別養護老人ホーム煌	下野市上古山 1849-1	平成29年 6月1日	短期入所 生活介護
0972301527	株式会社サンライズ 代表取締役社長 鈴木 茂	ショートステイみぶの 社	下都賀郡壬生町上 稲葉1205番1	平成29年 6月1日	短期入所 生活介護
0971600788	株式会社リビングサクス 代表取締役 黒後 博樹	ケアサービスサクス 石橋	下野市石橋27番地	平成29年 6月1日	福祉用具 貸与

栃木県告示第312号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970501375	株式会社日光智光薬湯 代表取締役 森田 正章	ケアプラン智光薬湯	鹿沼市加園2520番 地	平成29年 6月1日	居宅介護 支援

栃木県告示第313号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0971001284	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり大田 原訪問介護事業所	大田原市加治屋83 番地11	平成29年 6月1日	介護予防 訪問介護
0960890085	株式会社ハートクリーン サービス 代表取締役 大橋 勝典	ケアーズ訪問看護リハ ビリステーションおや ま駅南	小山市駅南町三丁 目15番1号	平成29年 6月1日	介護予防 訪問看護

0960890093	株式会社N・フィールド 代表取締役 高木 三愛	訪問看護ステーション デューン小山	小山市駅東通り一 丁目35番地26号オ ルディネールビル 201号室	平成29年 6月1日	介護予防 訪問看護
0971001292	株式会社三英堂商事 代表取締役 上村 岩男	家族の家ひまわり大田 原通所介護事業所	大田原市加治屋83 番地11	平成29年 6月1日	介護予防 通所介護
0971600796	医療法人小金井中央病院 理事長 田中 昌宏	ショートステイぬくも り	下野市小金井一丁 目14番3	平成29年 6月1日	介護予防 短期入所 生活介護
0971600804	社会福祉法人関記念栃の 木会 理事長 関 佳代子	特別養護老人ホーム煌	下野市上古山 1849-1	平成29年 6月1日	介護予防 短期入所 生活介護
0972301527	株式会社サンライズ 代表取締役社長 鈴木 茂	ショートステイみぶの 社	下都賀郡壬生町上 稲葉1205番1	平成29年 6月1日	介護予防 短期入所 生活介護
0971600788	株式会社リビングサクス 代表取締役 黒後 博樹	ケアサービスサクス 石橋	下野市石橋27番地	平成29年 6月1日	介護予防 福祉用具 貸与

栃木県告示第314号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	開設者の 名称	指定介護老人福祉施設		指定の 年月日	サービス の種類
		名称	所在地		
0971600804	社会福祉法人関記念栃の 木会 理事長 関 佳代子	特別養護老人ホーム 煌	下野市上古山1849- 1	平成29年 6月1日	介護老人 福祉施設

(高齢対策課)

栃木県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
泉地区土地改良区	平成29年6月19日
烏山土地改良区	平成29年6月20日

(農地整備課)

栃木県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年6月30日から同年7月31日まで一般の縦覧に供する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	鹿沼市村井町字道目木189番1から 鹿沼市村井町字道目木189番1まで	13.1～13.9	98.7	
	後	鹿沼市村井町字道目木189番1から 鹿沼市村井町字道目木189番1まで	13.4～14.1	98.7	

II

道路の種類 一般国道

路 線 名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前A	鹿沼市亀和田町字久保田川原385-8から 鹿沼市亀和田町字久保田川原410-4まで	13.2～15.1	208.2	
	前B	鹿沼市亀和田町字久保田川原384-7から 鹿沼市亀和田町字久保田川原409-2まで	16.9～48.6	383.0	
	後	鹿沼市亀和田町字久保田川原384-7から 鹿沼市亀和田町字久保田川原409-2まで	16.9～48.6	383.0	

III

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 大子那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

24	前A	那須郡那須町大字寺子丙字前原3-93から 那須郡那須町大字寺子丙字前原1-37まで	9.0～10.8	110.8	
	前B	那須郡那須町大字寺子丙字前原3-91から 那須郡那須町大字寺子丙字前原3-95まで	18.2～18.7	143.0	
	後	那須郡那須町大字寺子丙字前原3-91から 那須郡那須町大字寺子丙字前原3-95まで	18.2～18.7	143.0	

IV

道路の種類 県道

路線名 一般県道 中宮祠足尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
250	前	日光市中宮祠2577番地から 日光市中宮祠2577番地まで	15.1～24.6	74.1	
	後	日光市中宮祠2577番地から 日光市中宮祠2577番地まで	9.4～20.1	74.1	

V

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小来川清滝線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
277	前	日光市清滝和の代町1725-1から 日光市清滝和の代町1722-2まで	5.0～27.0	200.0	
	後	日光市清滝和の代町1725-1から 日光市清滝和の代町1722-2まで	5.0～44.8	200.0	

VI

道路の種類 県道

路線名 一般県道 佐川野友沼線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
314	前	下都賀郡野木町大字佐川野字追地2161から 下都賀郡野木町大字南赤塚字山中2324番2まで	8.6～12.4	770.6	
	後	下都賀郡野木町大字佐川野字追地2161から	10.3～14.5	770.6	

	下都賀郡野木町大字南赤塚字山中2324 番 2 まで			
--	-------------------------------	--	--	--

栃木県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年 6 月30日から同年 7 月31日まで一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月30日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一 般 国 道 400 号	大田原市鹿畑字一本松 3 -15から 大田原市赤瀬字東原15-9 まで	平成29年 6 月30日

(道路保全課)

栃木県告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により昭和46年栃木県告示第1154号小山栃木都市計画下水道事業小山市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 6 月30日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 施行者の名称
小山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小山栃木都市計画下水道事業小山市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和46年12月28日～平成35年 3 月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)

公 告

○栃木県情報公開条例の運用状況の公表

栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第33条の規定により平成28年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年 6 月30日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 公文書開示請求の決定等の状況
 - (1) 請求の件数

区	分	件	数
個	人		698

法	人	2,210
任	意の団体	-
合	計	2,908

(2) 請求に係る対象公文書数

(単位：件)

実	施	機	関	件	数					
知	総	合	政	策	部	18				
	経	営	管	理	部	157				
	県	民	生	活	部	20				
	環	境	森	林	部	741				
	保	健	福	祉	部	331				
	産	業	労	働	観	光	部	35		
	農		政		部	558				
	県	土	整	備	部	10,101				
	会		計		局	2				
	企		業		局	75				
	事	小			計	12,038				
教	育	委	員	会	48					
選	挙	管	理	委	員	会	240			
人	事	委	員	会	-					
監	査	委	員		-					
公	安	委	員	会	6					
警	察	本	部	長	71					
労	働	委	員	会	-					
収	用	委	員	会	-					
内	水	面	漁	場	管	理	委	員	会	-
地	方	独	立	行	政	法	人		5	
合					計				12,408	

(3) 請求に係る対象公文書の決定等の状況

区	分	件	数			
決	開	示	11,425			
	部	分	開	示	880	
	非	開	示	11		
	存	否	応	答	拒	否
定	不	存	在			89

却	下	1		
取	下	げ	等	-
合	計	12,408		

2 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不 服 申 立 て の 件 数	処 理 状 況					
	裁 決 等				取 下 げ 等	審 理 中
	却	下	棄	却		
2	-	-	-	-	-	2

3 情報の公表及び提供

実 施 機 関	県 民 プ ラ ザ の 閲 覧 用 行 政 資 料 数	行 政 資 料 の 有 償 頒 布 数
知 総 合 政 策 部	498	394
経 営 管 理 部	533	25
県 民 生 活 部	440	198
環 境 森 林 部	358	251
保 健 福 祉 部	733	435
産 業 労 働 観 光 部	405	25
農 政 部	593	33
県 土 整 備 部	452	464
会 計 局	62	1
企 業 局	19	-
事 小 計	4,093	1,826
教 育 委 員 会	493	369
選 挙 管 理 委 員 会	60	-
人 事 委 員 会	54	-
監 査 委 員	17	-
公 安 委 員 会	-	-
警 察 本 部 長	68	-
労 働 委 員 会	14	-
収 用 委 員 会	11	-
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	-	-

地 方 独 立 行 政 法 人	53	-
合 計	4,863	2,195

○栃木県個人情報保護条例の運用状況の公表

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第56条の規定により平成28年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福 田 富 一

1 個人情報開示請求等の決定等の状況

(1) 請求の件数（簡易開示に係るものを除く。）

区 分	開 示 請 求	訂 正 請 求
本 人	90	1
法 定 代 理 人	-	-
合 計	90	1

注 利用停止請求については、請求がなかったため省略する（以下同じ。）。

(2) 請求に係る対象公文書数

(単位：件)

実 施 機 関	開 示 請 求	訂 正 請 求
知	総 合 政 策 部	-
	経 営 管 理 部	1
	県 民 生 活 部	-
	環 境 森 林 部	1
	保 健 福 祉 部	60
	産 業 労 働 観 光 部	15
	農 政 部	4
	県 土 整 備 部	3
	会 計 局	-
	企 業 局	-
事 小 計	84	-
議 会	-	-
教 育 委 員 会	2	-
選 挙 管 理 委 員 会	-	-
人 事 委 員 会	-	-
監 査 委 員	-	-
公 安 委 員 会	-	-

警 察 本 部 長	122	1
労 働 委 員 会	-	-
収 用 委 員 会	-	-
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	-	-
地 方 独 立 行 政 法 人	1	-
合 計	209	1

(3) 開示請求に係る対象公文書の決定等の状況

区 分	件 数
決 開 示	23
部 分 開 示	175
非 開 示	2
存 否 応 答 拒 否	-
定 不 存 在	6
却 下	3
取 下 げ 等	-
合 計	209

(4) 訂正請求に係る対象公文書の決定等の状況

区 分	件 数
決 訂 正	-
部 分 訂 正	-
定 非 訂 正	-
却 下	-
取 下 げ 等	1
合 計	1

2 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不 服 申 立 て の 件 数	処 理 状 況					
	裁 決 等				取 下 げ 等	審 理 中
	却 下	棄 却	一 部 認 容	全 部 認 容		
3	-	2	1	-	-	-

3 簡易開示の対象試験等数及び開示件数

実 施 機 関	対 象 試 験 等 数	実 施 試 験 等 数	件 数
知 総 合 政 策 部	-	-	-
経 営 管 理 部	2	-	-

	県民生活部	-	-	-
	環境森林部	1	1	-
	保健福祉部	12	10	194
	産業労働観光部	8	7	108
	農政部	6	5	-
	県土整備部	-	-	-
	会計局	-	-	-
	企業局	-	-	-
事	小計	29	23	302
議	会	-	-	-
教	育委員会	2	2	7,545
選	挙管理委員会	-	-	-
人	事委員会	9	9	597
監	査委員	-	-	-
公	安委員会	-	-	-
警	察本部長	-	-	-
労	働委員会	-	-	-
収	用委員会	-	-	-
内	水面漁場管理委員会	-	-	-
地	方独立行政法人	2	2	2
合	計	42	36	8,446

4 個人情報取扱事務登録の件数

実	施	機	関	件	数			
知	総	合	政	策	部	47		
	経	営	管	理	部	61		
	県	民	生	活	部	111		
	環	境	森	林	部	166		
	保	健	福	祉	部	327		
	産	業	労	働	観	光	部	104
	農		政		部	134		
	県	土	整	備	部	138		
	会		計		局	7		
	企		業		局	13		
	事				小	計	1,108	

議 会	8
教 育 委 員 会	129
選 挙 管 理 委 員 会	24
人 事 委 員 会	7
監 査 委 員	4
公 安 委 員 会	4
警 察 本 部 長	151
労 働 委 員 会	11
収 用 委 員 会	3
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	4
地 方 独 立 行 政 法 人	7
合 計	1,460

(文書学事課)

○認定鳥獣捕獲等事業の認定に係る変更の届出

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第3項の規定により認定鳥獣捕獲等事業者から変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富 一

認定鳥獣捕獲等事業者の名称	変 更 事 項	変 更 年 月 日
一般社団法人栃木県猟友会	鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項	平成29年5月29日

(自然環境課)

○建設業者の監督処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 処分をした年月日
平成29年6月22日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社生晃
鹿沼市茂呂2604番地
代表取締役 星野 茂生
栃木県知事許可（般-27）第20664号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
 - (2) 停止を命ずる期間
平成29年7月3日から同月5日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社生晃並びに同社の役員2名及び従業員2名が、労働基準法違反により、平成29年1月18日、宇都宮簡易裁判所において、それぞれ罰金20万円に処する旨の略式命令を受け、これが確定したこと（建設業法第28条第1項第3号該当）。

(監理課)

○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年6月30日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理組合名	氏名	住所	届出年月日
宝積寺中坂上土地区画整理組合	小堀 孝之	高根沢町宝積寺357番地	平成29年5月24日
	齋藤 實	高根沢町宝積寺342番地1	
	小堀 良三	高根沢町宝積寺515番地1	
	加藤 重男	高根沢町宝積寺375番地	
	小池 正明	高根沢町宝積寺209番地	
	小林 ヒロ子	高根沢町宝積寺168番地	
	岡田 慶子	高根沢町光陽台六丁目6番地3	
	小林 正三	高根沢町宝積寺337番地	
	阿久津 哲夫	高根沢町宝積寺207番地	
	野中 重男	高根沢町宝積寺231番地	
	石塚 崇史	高根沢町宝積寺393番地	

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第三十号

栃木県選挙事務等取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

栃木県選挙事務等取扱規程の一部を改正する告示

栃木県選挙事務等取扱規程（平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「公職選挙法」の下に「（昭和二十五年法律第百号）」を加える。

第十一条第一項中「縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間」を「の期日及び異議の申出期間」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条中「これらの規定」を「第五条中「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第二項」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の八第二項において準用する同法第二十四条第一項」と、第六条に、「「公職選挙法第三十条の八第一項」を「「公職選挙法第三十条の八第二項」に改める。

別記第一号様式中「平成何年何月何日に何選挙を行うこととなった」を「平成何年何月1日が休日に当たる」に、「平成何年何月2日」を「平成何年何月何日」に、「公職選挙法施行令第12条」を「公職選挙法第22条第1項（第1項ただし書）」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

別記第2号様式 削除

別記第七号様式中「縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間」を「の期日及び異議の申出期間」に、

- 「2 調製期間 平成何年何月何日から同年何月何日まで
- 3 縦覧及び異議の申出の期間 平成何年何月何日から同年何月何日まで せ
- 4 異議決定期間 異議の申出を受けた日から何日以内
- 5 確定期日 平成何年何月何日 」

「2 異議の申出期間 平成何年何月何日から平成何年何月何日まで」に改める。

別記第八号様式（その1）中「何月2日」を「何月1日」に改め、同様式（その1）備考第三項中「登録月の2日」を「同日」に改める。

別記第十号様式を次のように改める。

別記第10号様式 削除

別記第十一号様式（その1）中「何月3日」を「何月1日（何月何日）」に、「前回登録月の3日」を「前回選挙人名簿定時登録日」に、「登録月の4日」を「選挙人名簿定時登録日の翌日」に、同様式（その1）備考中「登録月の3日」を「選挙人名簿定時登録日」に改める。

別記第十一号様式（その1）中

「

4 公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した南極調査員	氏 名	投票用紙の送付を受けた年月日	備 考	せ

」

「

4 公職選挙法施行令第59条の6の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書の交付を受けて投票した船員	氏 名	投票用紙の送付を受けた年月日	備 考	せ
計			人	せ

」

5 公職選挙法施行令第59条の8第3項において準用する同令第59条の6第8項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて投票した南極調査員	氏名	投票用紙の送付を受けた年月日	備考

5 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者

を

6 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者

に改め、同様式(その一)備考第一項中「、第7

項又は第8項」を「又は第7項から第9項まで」に改め、同様式(その一)備考第三項中「1～5」を「1～6」に改め、同様式(その三)備考第三項中「1～5」を「1～6」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

栃木県選挙管理委員会告示第三十一号

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林恒夫

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示

栃木県選挙等執行規程(昭和二十五年栃木県選挙管理委員会告示第九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「第五十二条」を「第十四条の二第三項、同条第四項において準用する同条第三項及び同法第五十二条」に、「別記第十五号様式の二の四」を「それぞれ別記第十五号様式の二の四、別記第十五号様式の二の五及び別記第十五号様式の二の六」に改める。

第四十二条の二第二項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

別記第十五号様式の二の四を別記第十五号様式の二の六とし、別記第十五号様式の二の三の次に次の二様式を加える。

別記第15号様式の2の4 (第37条関係)

注
意

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された〇〇〇〇は、最高裁判所裁判官国民審査法第五条第三項(第五条第五項)(第五条の三第一項)に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、〇〇〇〇の上の×を書く欄には何も書かないでください。

平成何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

別記第15号様式の2の5 (第37条関係)

注
意

最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官〇〇〇〇は、平成何年何月何日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である××××として印刷されています。

平成何年何月何日

何市(町) (村) 選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

憲 章

凡そ職權を以てするに依りては

議 会

○栃木県議会情報公開条例の運用状況の公表

栃木県議会情報公開条例（平成12年栃木県条例第1号）第30条の規定により平成28年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年 6 月30日

栃木県議会議長 小 林 幹 夫

1 公文書開示請求等の決定等の状況

(1) 請求の件数

区 分	件 数
個 人	2
法 人	-
任 意 の 団 体	1
合 計	3

(2) 請求に係る対象公文書の決定等の状況

区 分	件 数	
決 開 示	1	
非 開 示	非 部 分 開 示	3
	非 開 示	-
	存 否 応 答 拒 否	-
	不 存 在	6
未 決 定	-	
取 下 げ 等	-	
合 計	10	

2 審査請求の処理状況

該当なし